

いわき市農業委員会第28回総会議事録

会長 草野庄一は、令和5年7月20日（木曜日）午前10時00分、いわき市農業委員会総会をいわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者（計34名）

(1) 農業委員（21名）

1 木田 テイ子		
2 四家 誠	12 生田目 祥明	22 大竹 公治
3 志賀 幸	13 菅野 綾	23 木幡 仁一
4 草野 庄一	14 石井 英毅	24 蛭田 元起
5 田子 耕一	15 新妻 信夫	
6 藁谷 昭夫	16 平田 敬一	
7 遠藤 重和		
8 佐川 良平	18 鈴木 義直	
9 油座 盛明	19 中根 まり子	
10 岡村 泰典	20 坂本 和徳	

(2) 事務局（13名）

事務局長	矢吹 敬直
事務局次長	中村 祐一
農政振興係長	赤津 剛士
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	府川 将人
農政振興係 主査	大内 綾子
農地調査係 主査	金成 聡司
農地審査係 主査	鈴木 昌則
農地審査係 主査	福田 幸士
農地審査係 主査	浅川 実利
農地審査係 主事	千葉 風摩
農政振興係 主査（書記）	鹿内 竜也
市生産振興課 主査	櫛田 秀則

2 欠席者（計3名）

11 鈴木 理	21 新妻 公二
17 箱崎 寿正	

3 会議の概要（注：個人情報に係る箇所を除く。）

事務局
(中村次長)

それでは、議事に入りますが、議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。

草野会長、よろしくお願いいたします。

議長
(草野会長)

それでは、議長を務めさせていただきます。

円滑な議事進行に努めてまいりたいと思いますので、皆様方のご協力をお願いいたします。

まず、本日の通告欠席ですが、議席番号11番、鈴木理委員、議席番号17番、箱崎寿正委員、議席番号21番、新妻公二委員となります。

現在、委員24名中、21名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定の過半数を超えております。

本日の総会が成立することをご報告いたします。

次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。

只今より、いわき市農業委員会第28回総会を開会いたします。

次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。

議席番号10番、岡村泰典委員、議席番号12番、生田目祥明委員、以上2名の委員をお願いいたします。

また、書記は事務局に、お願いいたします。

なお、議事録については、平成21年1月23日付け農林水産省経営局長通知により、「農業委員会は、総会等の終了後速やかに、市町村個人情報保護条例等に留意の上、その審議過程のすべてを、要約することなく、詳細に記した議事録を作成し、これを縦覧に供すること。」とされております。

これにより、本総会の議事録作成については、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」といたします。

また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表することになっておりますことを申し添えます。

次に、事務局より、会務報告をお願いいたします。

事務局
(中村次長)

【議案書2～3ページにより会務報告】

議長
(草野会長)

これより議事を進めますが、先に留意事項について申し上げます。

総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。

次に、議事に入る前に、議案・報告案件で取下げ、追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(赤津係長)

特に、取下げ、追案等はありません。

議長
(草野会長)

それでは、議事に入ります。

農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないこととされております。

本日、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」で、議席番号20番、坂本和徳委員が該当しております。

また、議案第6号、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について」で、議席番号16番、平田敬一委員が該当しております。

両委員には、該当する議案審議の際、一時退出をお願いします。

その他、該当する方がいれば、議案審議の際に申し出てください。

それでは、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の4ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明します。

事務局
(福田主査)

説明に入る前に、資料の訂正があります。

議案説明書2ページをお開きください。

番号6番について、面積「878 m²」とありますが、正しくは「876 m²」となります。

また、この訂正により、資料3ページの合計面積について、「畑2,841 m²」を「2,839 m²」に、「合計22,377 m²」を「22,375 m²」に、それぞれ訂正願います。

改めまして、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書2ページをご覧ください。

併せて、地図につきましては、別紙「現地調査位置図」をご覧ください。

番号1番から7番につきましては、売買による所有権の移転、番号8番及び9番につきましては、賃借権の設定、番号10番につきましては、贈与による所有権の移転、番号11番及び12番につきましては、農地の交換による所有権の移転であります。

このうち、番号1番、5番、8番及び10番が新規就農案件となります。

以上が、今月の農地法第3条許可による案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田19,536 m²、畑2,839 m²、合計22,375 m²となります。

議案説明書4ページ、5ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3

<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。 なお、許可要件の詳細につきましては、6ページでご確認ください。 事務局からの説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第1号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>18番 鈴木(義) 委員</p>	<p>番号1番から10番までの事案につきましては、現地を調査しました結果、 特段、問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>続いて、事務局より、お願いいたします。</p>
<p>事務局 (福田主査)</p>	<p>番号11番及び12番について、事務局で現地を確認したところ、特段、 問題はありませんでした。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>
	<p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第1号、「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の5ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>議案説明書の7ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p>
	<p>議案説明書の8ページをお開き願います。 配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。 なお、「現地調査位置図」は12ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号4003番の案件となります。</p>

事務局
(浅川主査)

ご準備よろしいでしょうか。

それでは、説明いたします。

番号1番、申請人の住所・氏名は、平沼ノ内（氏名は不表示）です。

申請土地の表示は、平沼ノ内、計3筆、登記地目は、いずれも田、転用面積は、計4,289㎡です。

転用目的は、「田から畑への農地改良に伴う一時転用」です。

申請人は、今回の申請に係る田3筆のみを所有しておりますが、ここ数年休耕状態となっております。

以前より畑に農地改良し、大根・ネギ等を作付けしたいと考えていたところ、園部商事株式会社より、運搬・整地を含めた用土の無償提供の申し出があったことから、本事業を実施するため、許可を求めるものです。

また、事業の実施に当たっては、「盛土には四倉中核工業団地の工場造成地から出る土を使用し、耕作に支障をきたす土は用いないこと」、「土の搬入は4トンダンプ、整地はミニショベルにより行うこと」などを聴取しております。

なお、本案件については、転用面積が3,000㎡（30アール）を超えておりますので、農地法の規定に基づき、福島県農業会議の意見聴取案件となります。

以上1件、面積は、田4,289㎡、畑0㎡、合計4,289㎡となります。

申請内容を精査した結果、申請箇所は農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第2号について、説明がありました。

ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

事務局
(浅川主査)

事務局より、報告します。

番号1番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(草野会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番
生田目委員

お聞きしたいことがあります。面積が4,289㎡あります。

現地調査位置図によると、1m盛土するということになっておりますが、この土ですね、4tダンプで搬入ということになると、相当の期間を要するのではないかと思います。

期間の説明を頂きたいと思えます。

それと、表土に関してなんですが、田んぼの土を表土として持って来るのか、それとも、砂を入れて畑の土として野晒すのか、そこの所を確認して頂きたいと思えます。

事務局
(浅川主査)

只今のご質問について、お答えいたします。

まず、こちらの農地ですが、県道小名浜四倉線の近くにありますが、申請地に至るまでの農道というのが、4 t ダンプでの通行が精一杯であるため、4 t ダンプで運搬できるミニショベルを使用せざるを得ないということで、着工から完成まで1年間を見込んでいます。

次に、表土のご質問ですが、事業計画書によりますと、耕作に影響が出る深さまでは、土砂や木クズ等の支障が出るものをうけないという計画になっております。

表土の詳細までは、事務局で把握しておりませんでした。

12番
生田目委員

今話をまとめると、四倉工業団地から出た土を、そのまま表土に使用するという事によろしいでしょうか。

事務局
(浅川主査)

申請の際に、そういった認識でございました。

12番
生田目委員

建設残土ですので、適するかどうかは、私も確認できませんが、そこまでは確認して頂きたいと思います。

事務局
(府川係長)

建設残土という話でしたが、持ち込むのは、工場建設に伴いまして、工業団地を造成した時の綺麗な土を運び出して、当該地へ持って行くということでした。

事務局としては、綺麗な土という認識でおります。

12番
生田目委員

わかりました。

ありがとうございました。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第2号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号20番、坂本和徳委員が該当しております。

坂本委員には、一時退出をお願いいたします。

【坂本委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の6ページをお開き願います。
【議案第3号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明します。

事務局
(千葉主事)

本日の議案に入る前に、取下げがあります。
議案説明書10ページ、番号3番につきまして、「記載内容に不備があった」との理由により、取下げ願が提出されましたので、削除願います。
従いまして、今月の5条許可申請面積が、畑4,557.86㎡から3,429.86㎡へ変更となり、合計面積につきましても、7,414.21㎡から6,286.21㎡へ変更となります。
では、議案説明書の9ページをお開き願います。
議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。
議案説明書の10ページをお開き願います。
配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。
なお、「現地調査位置図」は14ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5021番からとなります。
ご準備よろしいでしょうか。
それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。
番号1番、平下高久、田1,626㎡、太陽光発電設備、地上権の設定です。
番号2番、平原高野、畑495㎡、分家住宅敷地、所有権の移転です。
番号4番、渡辺町昼野、田898㎡、太陽光発電設備、所有権の移転です。
番号5番、山田町、畑944.86㎡、農業用作業場の拡張、使用貸借権の設定です。
番号6番、四倉町細谷、畑493㎡、分家住宅敷地、使用貸借権の設定です。
番号7番、大久町小久、畑373㎡、分家住宅敷地、所有権の移転です。
番号8番、渡辺町上釜戸、畑819㎡、事務所及び駐車場敷地としての一時転用、賃借権の設定です。
番号9番、川前町下桶売、畑305㎡、市道志田名1号線の迂回路設置のための一時転用、賃借権の設定です。
番号10番、川前町上桶売、田332.35㎡、小規模林地開発に要する通路としての一時転用、地上権の設定です。
以上9件、面積は、田2,856.35㎡、畑3,429.86㎡、合計6,286.21㎡となります。
申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。
説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第3号について、説明がありました。
ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

19番
中根委員

番号1番、2番及び、番号5番から番号7番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(草野会長)

続いて、事務局より、お願いいたします。

事務局
(千葉主事)

事務局より、報告します。
番号8番から10番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。
報告は、以上です。

議長
(草野会長)

今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
【意見・質問なし】
ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第3号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第3号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。
それでは、坂本委員、入室願います。

【坂本委員、入室】

次に、議案第4号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の7ページをお開き願います。
【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】
詳細については、担当者が説明します。

事務局
(浅川主査)

議案説明書の12ページをお開き願います。
議案第4号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」、ご説明いたします。
配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聴きくださるようお願いいたします。
なお、「現地調査位置図」は34ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号5031番の案件となります。
ご準備よろしいでしょうか。
それでは、説明いたします。

事務局
(浅川主査)

営農型太陽光発電設備を設置する際に、土地所有者・営農者・発電事業者がそれぞれ異なる場合、

- 1 上空部分に太陽光パネルを設置する権利について、土地所有者から発電事業者へ設定する区分地上権設定のための農地法第3条の許可、
 - 2 地上部分で営農を行う権利について、土地所有者から営農者へ設定する権利の移動のための農地法第3条の許可、
 - 3 上部太陽光パネルの支柱部分を非農地として一時的に転用するため、土地所有者から発電事業者へ支柱部分を転用するための権利を設定する農地法第5条の許可、
- この3つの許可を同時に得る必要があります。

3条許可申請の区分地上権、3条許可申請の使用貸借権及び5条許可申請の営農型太陽光発電設備について、関連しておりますので、一括してご説明します。

議案説明書の13ページをお開き願います。

番号1番、農地の空中部分を使用するためには、耕作のための農地法第3条許可とは別に、区分地上権を設定する必要があることから、農地法第3条許可申請があったものです。

譲受人の住所・氏名は、広島県廿日市市（氏名は不表示）です。

譲渡人の住所・氏名は、小川町関場（氏名は不表示）です。

なお、譲渡人ですが、番号3番まで同一人であるため、以後省略させていただきます。

申請土地の表示は、小川町関場、登記地目は畑、申請面積は1,542㎡です。

続きまして、番号2番、農地法第3条許可についてのご説明ですが、こちらは耕作に係る使用貸借権の設定です。

譲受人の住所・氏名は、埼玉県越谷市、株式会社アグリスです。

申請土地の表示は、小川町関場、登記地目は畑、申請面積は、後述します農地法第5条第1項許可申請における転用面積を除いた1,541.644㎡、栽培予定作物は榊となっております。

次に番号3番、農地法第5条許可申請の内容について、ご説明します。

譲受人の住所・氏名は、広島県廿日市市（氏名は不表示）です。

申請土地の表示は、小川町関場、登記地目は畑、転用面積は、太陽光パネルを支える支柱部分の面積である0.356㎡となります。

当該農地は、農振農用地区域内にある農地であることから、「農用地区域内農地に該当します。

転用目的が「営農型太陽光発電設備」であることから、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれはないと判断されるため、農用地区域内農地の不許可の例外事業である「一時転用事業」に該当します。

一時転用期間については、太陽光パネル下部で営農する株式会社アグリスが、福島県の認定農業者であることから、許可日から10年間となっております。

申請内容を精査した結果、農地法第3条第1項の許可において、許可す

<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>ることができない場合として規定する同条第2項各号に該当せず、また、農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を適正に満たしております。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第4号について、説明がありました。</p> <p>ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>20番 坂本委員</p>	<p>番号1番から3番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。</p> <p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
	<p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第4号、「農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の7ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、担当者が説明します。</p>
<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>議案説明書の15ページをお開きください。</p> <p>議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画書について」、説明します。</p> <p>第3号は、公益財団法人福島県農業振興公社が農地中間管理事業により、農地中間管理権を取得し、農用地を借り手に再転貸する事案です。</p> <p>実施地区は、平、四倉、借り手2名、貸し手5名、対象筆数、田5筆、畑6筆、面積は、田5,786㎡、畑2,995㎡となっております。</p> <p>なお、議案説明書18ページの詳細な説明は、省略させていただきます。</p> <p>以上、第3号の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条及び第10条の要件を満たしていると考えます。</p> <p>説明は、以上です。</p>

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第5号について、説明がありました。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号、「いわき市農用地利用集積計画について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第6号、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について」、審議をいたしますが、議事参与の制限に、議席番号16番、平田敬一委員が該当しております。

平田委員には、一時退出をお願いいたします。

【平田委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明します。

事務局
(鈴木主査)

説明の前に、資料の訂正をお願いします。

議案説明書の22ページ、番号21番について、土地の所在になりますが、対象地は、常磐長孫町外5筆となります。

それでは、議案説明書の19ページをお開きください。

また、本日配付しました資料6をご準備ください。

それでは、資料6の1ページをご覧ください。

議案第6号につきましては、農地中間管理事業により再転貸する事案となります。

令和5年4月より基盤強化法の一部が改正されたことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項に基づき、市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

また、貸付相手方の要件についても確認を行うものです。

なお、本総会での意見聴取後は、市を通して福島県により公告を行うものです。

議案説明書の20ページをお開きください。

概要についてですが、実施地区は、平・勿来・四倉・三和、借り手延べ32名、対象筆数、田442筆、畑91筆、面積は、田335,529.69㎡、畑62,843㎡となります。

なお、対象農地については、事務局において耕作をしていることを確認し、貸付相手方の要件については、満たしているものと思われま

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第6号について、説明がありました。
これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第6号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について」は、原案のとおり可決いたします。

それでは、平田委員、入室願います。

【平田委員、入室】

ここで、議案第7号に入る前に、10分間の休憩を取ります。
11時10分まで休憩といたします。

【10分間の休憩】

それでは、議事を再開いたします。

先ほどの議案第6号、「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見の決定について」で、事務局から補足説明があります。

それでは、お願いいたします。

事務局
(府川係長)

補足説明をいたします。

資料6が農業委員会から市に対して回答する、促進計画（案）への意見書になります。

先ほどの議案第6号の審議において、委員の皆様から、「特段意見なし」ということでしたので、事務局の方で「意見なし」に丸をつけて、市の方に返すという手続きになります。

補足説明は、以上です。

議長
(草野会長)

次に、議案第7号、「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

詳細については、担当者が説明します。

事務局
(金成主査)

本日お配りしております、資料1をお開き願います。

非農地の判断について、説明いたします。

番号1番は、利用状況調査の結果、長年耕作されておらず、既に山林化している農地について、非農地判断をお諮りするものです。

今般、非農地判断について、地権者からの合意が得られたことから、その判断について、お諮りいたします。

<p>事務局 (金成主査)</p>	<p>7月分は、田1筆、1,467㎡、畑4筆3,676㎡、合計5筆、5,143㎡です。 現地の様子については、この後、前面のモニターに投影をさせていただきます。 説明は、以上です。</p>
	<p>【現地の様子をモニターに投影】</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>只今、事務局より、議案第7号について、説明がありました。 ここで、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>16番 平田委員</p>	<p>番号1番については、地区審議会の委員である、鈴木義直委員、根本俊男委員と現地を確認しましたが、いずれも山林の様相を呈している状況であります。 非農地化することに関しては、特段、問題はありません。 報告は、以上です。</p>
<p>議長 (草野会長)</p>	<p>今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。 議案第7号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第7号、「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第8号、「いわき市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (府川係長)</p>	<p>議案書の11ページをお開き願います。 【議案第8号を朗読し、審議事項を説明】 詳細については、担当者が説明します。</p>
<p>事務局 (鈴木主査)</p>	<p>説明の前に、資料の訂正をお願いします。 議案説明書34ページ、組織別経営体の経営類型及び目標経営面積についてですが、資料の一番下に記載があります「果樹＋水稻」については、正しくは「野菜＋水稻」となります。 また、その右隣に記載があります「ネギ（移植）1,000a」につきましては、「水稻（移植）1,000a」となりますので、訂正をお願いします。 それでは、議案説明書の28ページをお開きください。 概要になりますが、農地移動適正化あっせん事業は、農業委員会が農業委員会等に関する法律に基づき、農業振興地域の農用地等について、農地保有の合理化のための権利移動のあっせんを行う事業であり、その基準については、農林業センサスの結果や農業・農地事情の変動等を勘案したう</p>

事務局
(鈴木主査)

えで作成し、関係機関から意見聴取を行うものとされております。

なお、本案件につきましては、令和4年第17回総会において議決をした、あっせん基準(案)の内容について、福島県から農用地等の権利を取得させるべき者として、「認定農業者等」と限定した点については、適当と認められないため、内容について再度検討するように通知がされたところです。

つきましては、福島県の意見にしたがい、あっせん基準(案)について修正した内容についてお諮りするものです。

改正(案)の修正点につきましては、福島県より指摘のあった「認定農業者」となっている文言について、「農業を営む者」と表記を変更するもので、改正(案)前の内容に直すものです。

詳細につきましては、議案説明書の29ページから31ページまで、下線が引かれている箇所となります。

説明は、以上です。

議長
(草野会長)

只今、事務局より、議案第8号について、説明がありました。

これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

12番
生田目委員

今回、この改正について、「認定農業者等」から「農業を営む者」なった内容を一読させていただきましたが、別表1の146a以上の面積というのが妥当だとなっているのですが、参考までに、中間管理機構からの借り受けについても、この方達が出来るとなるということでしょうか。

事務局
(鈴木主査)

只今、ご質問のありました面積要件ですが、中間管理機構の借り受け要件とは、全く別物です。

関係ありません。

12番
生田目委員

続けて、お伺いしますが、「農業を営む者の基準面積が146a」で間違いないのでしょうか。

事務局
(府川係長)

2人以上候補者がいた場合、この146aに近いほうが、先にあっせんを受けられるということになります。

12番
生田目委員

私の認識が間違っておりました。

2人以上あっせんする方がいた場合、146aが基準となるということですね。

事務局
(鈴木主査)

はい、そのとおりです。

12番
生田目委員

農業を営む者としては、別段、基準面積はないということでしょうか。

事務局
(鈴木主査)

はい、そのとおりです。

議長
(草野会長)

そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

5番
田子委員

今の質問に、ちょっと関わるかもしれませんが、「農業を営む者」というのは、これから新規就農する人というのは、この基準面積に当然達していただけないと思われまので、優先的なあっせんの対象とはならないのでしょうか。

事務局
(鈴木主査)

只今のご質問ですが、あっせんを受ける者が2名以上いた場合、その中に新規就農の方がいた際でも、例えば、認定農業者であるとか、基準面積により近い方のほうが、優先的にあっせんを受けられるということになります。

事務局
(府川係長)

議案説明書の30ページをお開きください。

上から7行目に、「第三 農用地等の権利を取得させるべき者に対するあっせん順位」があります。

要約して読みますが、認定農業者又は認定就農者を優先してあっせんすると記載されておりますので、これに従って順位付けをして行くことになります。

5番
田子委員

わかりました。

それでは次に、別表2についてですが、これは、前回は質問した内容となりますが、別表2の面積についてです。

この中に、ネギとかナシとかシクラメンとか色々書いてありますが、その脇に、ナシであれば、幸水とか新高と品種まで指定してしまうのは、いかがなものかと思えます。

果物類などは、嗜好品的な要素を強く持ちますので、今後、これ以上の品種が出て来たらどうするのだと。

それに対応しようと思った人たちは、この基準を満たせなくなってしまう。そうすると、対象から外れてしまうということが懸念される。

それから、野菜+水稻のイチゴの40aというのは、いわき市内でこんな面積をやっている方がいるのでしょうか。

まず、いないと思えます。

こういう達成不可能な数字が出てきてしまうというのも、いかがなものかと思えます。

しかも、個別経営体で40aというのは、マル一つ多いのではないかと思えます。

また、一番下の花についても、シクラメンを30aをやっている方というのは、県内でも多分いないと思えます。

5番 田子委員	<p>敷地面積なのか、施設面積なのか、或いは、シクラメンを置いてあるベンチ面積なのか、これも明確ではありません。</p> <p>こんなものを経営面積の基準とするのは、間違っていると思います。</p> <p>今回は仕方ないにしても、次回以降、必ず見直して頂きたいと思います。</p> <p>しかも、特定品種名を掲載することは、農業を営む者の自主的な経営努力を無視していることになりますので、併せて見直しをお願いします。</p> <p>以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今のご質問に対して、事務局から分かる範囲で、説明をお願いします。</p>
事務局 (府川係長)	<p>まずは、前回議決しております別表2の内容が、今回変更となる訳ではありませんので、ご承知おき願いたいと思います。</p> <p>先ほど申しましたとおり、2名以上並んだときに、経営面積が基準面積に、より近い方の優先順位が高くなるというものです。</p> <p>以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>先ほど質問のあった、敷地面積とか施設面積で内容が異なるというのは、例えば、シクラメンの30aでは、どのようにお考えでしょうか。</p>
5番 田子委員	<p>栽培面積というのは、施設面積なのか、シクラメンを並べるベンチ面積なのか、それで全然違います。</p> <p>一般的には、固定式ベンチの上に並べますと、施設面積の50%しか使えないのです。</p> <p>そして、可動式ベンチにしますと、やっとな施設面積の70%になるのです。</p> <p>ですから、このシクラメンの30aというものの根拠が不明なのです。</p> <p>また、市内のシクラメン農家を見ますと、これまで3名の方が、何とか持ちこたえていた訳ですが、最近、若手の方が離農してしまい、2名にまで減ってしまいました。</p> <p>これが、5年後には、皆無になってしまいます。</p> <p>以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>昨年(前回)の田子委員のご質問については、私にとっても記憶に新しいものです。</p> <p>しかし、家族経営の高設栽培にて、シクラメン40aを栽培している方も、私は、存じ上げております。</p>
5番 (田子委員)	<p>法人経営なのか、個人経営なのかでも、内容は異なると思います。</p>
議長 (草野会長)	<p>それによっても、異なりますね。</p> <p>これについては、今後は、詳細な内容を載せるなど、見直して頂きたい</p>

議長 (草野会長)	<p>と思います。</p> <p>事務局の方で、内容について見直して頂くということで、田子委員、よろしいでしょうか。</p>
5番 (田子委員)	<p>はい。</p> <p>お願いします。</p>
議長 (草野会長)	<p>そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようでありますので、お諮りいたします。</p> <p>議案第8号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第8号、「いわき市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第9号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正素案について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (赤津係長)	<p>議案書の12ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第9号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>詳細については、市生産振興課の担当者が説明します。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、事務局より、議案第9号について、説明がありました。</p> <p>ここで、議案審議にあたり、市生産振興課の担当者の入室を許可いたします。</p> <p style="text-align: center;">【生産振興課・櫛田主査、入室】</p> <p>それでは、お願いいたします。</p>
生産振興課 (櫛田主査)	<p>今回の案件についてですが、令和5年4月に、農業経営基盤強化促進法が改正されたことに伴いまして、県が同法に基づく基本方針を改正いたしました。</p> <p>同法第5条の規定により、市の基本構想は、県の基本方針に則することとされております。</p> <p>これらを踏まえた、今回の主な改正点については、法改正に伴い変更された県の基本方針に則して改正すること、及び地域計画に関する事項を追記することとなっております。</p> <p>いずれも、県が示した記載例に沿いまして、改正（案）を作成しているところです。</p> <p>説明は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>只今、市生産振興課の担当者より、説明がありました。</p> <p>これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。</p>

5番
(田子委員) 議案8号と同じような資料が出て来たのですが、議案第8号の内容については、既に議決済みの内容ですが、今回の「基本的な構想」に関しては、これから市が行おうとする政策を、遂行する上での基準となると判断出来ます。

ですから、これを議案第8号の基準と同一に運用する必要は、ありませんよね。

生産振興課
(櫛田主査) この案件につきましては、先ず、令和2年度に改正しておりまして、5年毎に改正するものですから、今回は、令和7年度に改正を行います。

今回につきましては、法改正に基づくみの改正となっております、法改正以外の部分は、今回は改正しないようにということで、県の担当者から指示されているところです。

内容を見直すとなると、令和7年度の改正時に行わせて頂きたいと思えます。

5番
(田子委員) そうすると、この「基本的な構想」というのは、令和7年度以降の政策遂行のために必要な基準ということになるのですか。

生産振興課
(櫛田主査) 違います。

令和2年度から令和6年度までということになります。

令和2年度に大幅に改正しまして、それが5年間有効となります。

ですから、令和7年度に、改めて見直しをかけるという流れになっております。

今回の改正につきましては、法改正に基づく部分のみの改正ですので、令和7年度以降を示したものではありません。

5番
(田子委員) 議案第8号でもお願いしましたが、品種名の記載とか、それから、シクラメンの30aというような記載を、次回の改正では、必ず見直してください。

お願いいたします。

生産振興課
(櫛田主査) はい。

わかりました。

議長
(草野会長) 令和7年度の改正の際には、改めて見直し(案)が提示されるとのことですから、今回の内容について、よろしく願いいたします。

生産振興課
(櫛田主査) はい。

わかりました。

議長
(草野会長) そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

議長
(草野会長)

ご意見・ご質問がないようですので、これより、当該改正素案に対する意見について、お聞きしたいと思います。

なお、市の担当者の方については、ここで退出を願います。

【生産振興課・櫛田主査、退室】

それでは、引き続き審議を続けます。

先ほどの田子委員のご意見については、市生産振興課に対し、次回の改選の際に見直して頂くことで、願いました。

では、今回の改正素案に対する意見についてですが、ご意見のある方は、挙手をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようですので、お諮りいたします。

議案第9号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第9号、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正素案について」は、農業委員会の意見は「なし」といたします。

次に、報告に入ります。

報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(府川係長)

議案書の13ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項（農地法第3条の3第1項の規定による届出について）を説明】

それでは、議案説明書の35ページから41ページをお開き願います。

今月の報告件数は29件、権利の移動理由は、番号5番が「遺贈」、それ以外は、全て「相続」です。

権利の取得面積は、田112,525㎡、畑52,486.86㎡、合計165,011.86㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の14ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項（農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出について）を説明】

議案説明書の42ページから43ページをお開き願います。

今月の報告件数は4件、転用面積は、田180㎡、畑700㎡、合計880㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の15ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項（農地法第18条第6項の規定による通知について）を説明】

議案説明書の44ページから46ページをお開き願います。

今月の合意解約件数は7件、面積は、田33,829㎡、畑0㎡、合計33,829㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

事務局 (府川係長)	<p>続きまして、報告第4号は、赤津係長から説明いたします。</p>
事務局 (赤津係長)	<p>議案書の16ページをお開き願います。</p> <p>【報告第4号を朗読し、報告事項（引き続き農業経営を行っている旨の証明書について）を説明】</p> <p>議案説明書の47ページから48ページをお開き願います。</p> <p>今月の交付件数は2件、面積は、田15,706㎡、畑5,987.49㎡、合計21,693.49㎡です。</p> <p>以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。報告は、以上です。</p>
議長 (草野会長)	<p>以上、事務局説明のとおりですので、ご承知願います。</p> <p>次に、協議事項に入ります。</p> <p>令和6年農作業労働賃金標準額について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鹿内主査)	<p>事務局より、説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>前回の総会におきまして、検討委員会の設置をご提案したところでしたが、様々なご意見が出まして、結果、取下げとさせて頂きました。</p> <p>皆様のご意見を考慮した上で、再度、今年度の策定に係る検討の手法(案)について、ご説明いたします。</p> <p>まず、4月に調査頂いたアンケートを集計し、第28回総会(本日)にて、お示しいたします。</p> <p>今回配付している資料の2枚目以降が、その集計結果となります。</p> <p>次に、アンケートの集計結果を元に、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、見直し意見を照会いたします。</p> <p>4月のアンケートを元に、農地利用最適化推進委員の方にもアンケートを行い、より広く意見を聴取するということです。</p> <p>また、農業委員の皆様にも、再度、見直し意見を募ります。</p> <p>見直し意見の回答票が、資料の最後のページとなります。</p> <p>回答期限は、8月15日までとさせて頂きます。</p> <p>そして、最後に、次回の第29回総会から第31回総会までの間、アンケートの集計結果や見直し意見などを元に、農業委員の皆様にも、総会の場で標準額を検討して頂きたいと考えております。</p> <p>スケジュールにつきましては、当初ご提示したものと変わりません。</p> <p>各自、ご確認ください。</p> <p>作業項目毎に、1件ずつ検討していく手法です。</p> <p>また、意見がない作業項目については、令和5年の標準額をそのまま確定額とさせて頂きます。</p> <p>今回ご提案するものは、あくまでも、事務局(案)ということですので、改めて、皆様でご検討願います。</p>

事務局 (鹿内主査)	よろしく申し上げます。
議長 (草野会長)	只今、事務局より、説明がありました。 これについて、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。
12番 生田目委員	アンケートの集計結果ですが、最高額と最低額のみ記載でして、合計額の平均値というものがありません。 平均値を出して頂けるとわかりやすいので、お願いしたいと思います。
事務局 (鹿内主査)	わかりました。 それでは、平均額を入れた集計結果を、この後、午後に開催する第8回全員協議会までに作成し、差し替えさせていただきます。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようでありますので、事務局説明のとおり、ご承知願います。 それでは、その他に入ります。 まずは、事務局から何かありますか。
事務局 (大内主査)	【資料4】 農業者年金加入状況・受給状況（令和5年7月1日現在） ⇒ 加入状況・受給状況について、上記資料により説明した。
事務局 (鯨岡係長)	【資料5】 目標地図の素案作成に向けて ⇒ 地域での話し合いの実績について、上記資料により説明した。
事務局 (赤津係長)	【その他】 訃報のお知らせ ⇒ 石井英毅委員の実父の訃報について、口頭によりお知らせした。
議長 (草野会長)	そのほか、委員の皆様から何かございますか。 【意見・質問なし】 特にないようですので、以上をもちまして、いわき市農業委員会第28回総会を閉会いたします。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4号第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決 (番号3番取下げ)
第4号	農地法第3条及び第5条の規定による営農型発電設備に係る許可申請について	原案のとおり可決
第5号	いわき市農用地利用集積計画について	原案のとおり可決
第6号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	意見なし
第7号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第8号	いわき市農業委員会農地移動適正化あっせん基準の一部改正について	原案のとおり可決
第9号	「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の改正素案の意見について	意見なし

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
第3号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第4号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

議案番号	議案名称	該当委員
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	20 坂本 和徳
第6号	農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見の決定について	16 平田 敬一

6 本総会の閉会時刻

午前12時00分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

10 岡村 泰典

12 生田目 祥明